

吹田市環境の保全等に関する条例  
工事を施工する際の住民への周知に関する手引き

平成29年（2017年）6月  
吹田市 環境部 環境保全課

# 目 次

1	はじめに	3
2	住民説明について	
	（1）説明範囲について	4
	（2）説明方法について	5
	（3）説明内容について	6
3	標識の設置について	
	（1）標識の設置期間について	7
	（2）標識の設置場所について	7
	（3）標識の内容について	9
4	説明会実施結果の報告について	
	（1）説明会の報告の内容について	10
	（2）報告書の提出について	12
5	勧告・公表について	13
6	その他	
	（1）特定工事以外の建設工事を行う場合について	13
	（2）建設工事を行う上で配慮する事項について	13
（参考）		
参考1	標識の記入例	14
参考2	解体工事説明会等実施報告書の記入例	15
参考3	建設工事を始めるときに必要な手続きフロー図	16
参考4	特定建設作業実施届出書について	17
参考5	石綿（アスベスト）の事前調査と飛散防止対策について	19
参考6	3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出等について	21

## 1 はじめに

近年、本市において、解体工事に伴う苦情件数は増加傾向にあり、併せて、今後も解体工事件数は増加することが見込まれるため、住民の安心の確保と住民・事業者間のトラブルの未然防止を目的として、吹田市環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）が平成 29 年 9 月 1 日に改正施行されます。

改正条例では、特定建設作業<sup>※1</sup>を伴う建設工事<sup>※2</sup>（他の者から請け負ったものを除く。以下「特定工事」という。）の発注者及び請負契約によらないで自ら特定工事をする者（以下「発注者等」という。）に対して、住民説明の実施を義務付け、説明範囲、説明方法及び説明内容について定めています。これに加え、特定工事のうち解体工事の発注者等に対して、標識の設置を義務付け、さらに、大規模な解体工事の発注者等に対して、説明会の開催及び市への説明会実施結果の報告を義務付けています。

特定工事の発注者等におかれましては、条例改正の目的をご理解いただき、周辺住民に対して確実に工事の内容を周知していただきますようお願いいたします。

また、本手引きをもとに周辺住民への周知を行い、周辺住民の理解を得られるよう努めるとともに、周辺住民に配慮した工事計画となるよう努めてください。

なお、本手引きの内容で疑問が生じた場合は、市環境保全課にお問い合わせください。

市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口 環境部 環境保全課 TEL：06-6384-1850（直通） FAX：06-6368-7350 Email：seikatuk-souo@city.suita.osaka.jp
--

※1 特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生するバックホウやさく岩機等を使用する作業のことを言います。

※2 建設工事には、解体工事が含まれています。

## 2 住民説明について

特定工事の発注者等は、周辺住民に対して、事前に作業の内容や工程等を説明しなければなりません。説明範囲、説明方法及び説明内容については、条例施行規則第3条第1項から第3項で定められています。

※ 住民とは、居住する者、その土地で事業を営む者又は公共施設を管理する者をいいます。

### (1)説明範囲について

説明範囲は、解体工事とそれ以外の特定工事でその範囲が異なります。

- 解体工事の場合は、下記のいずれか広い範囲が説明範囲になります。
  - ① 工事区域の境界線からの水平距離が解体する建築物の高さに相当する距離の2倍の範囲
  - ② 工事区域の境界線からの水平距離が20メートルの範囲
- それ以外の特定工事の場合は、工事区域の境界線からの水平距離が20メートルの範囲が説明範囲になります。

説明範囲が敷地の一部にかかる場合は、その敷地の住民全てに対して説明する必要があります。なお、この範囲より広い範囲の住民に対して、説明することを妨げるものではありません。

説明範囲が吹田市域外にまたがる場合は、該当する市の制度に従い、周辺住民に説明してください。ただし、該当する市に住民説明の制度がない場合は、本条例に基づき該当する市の周辺住民にも説明するよう努めてください。

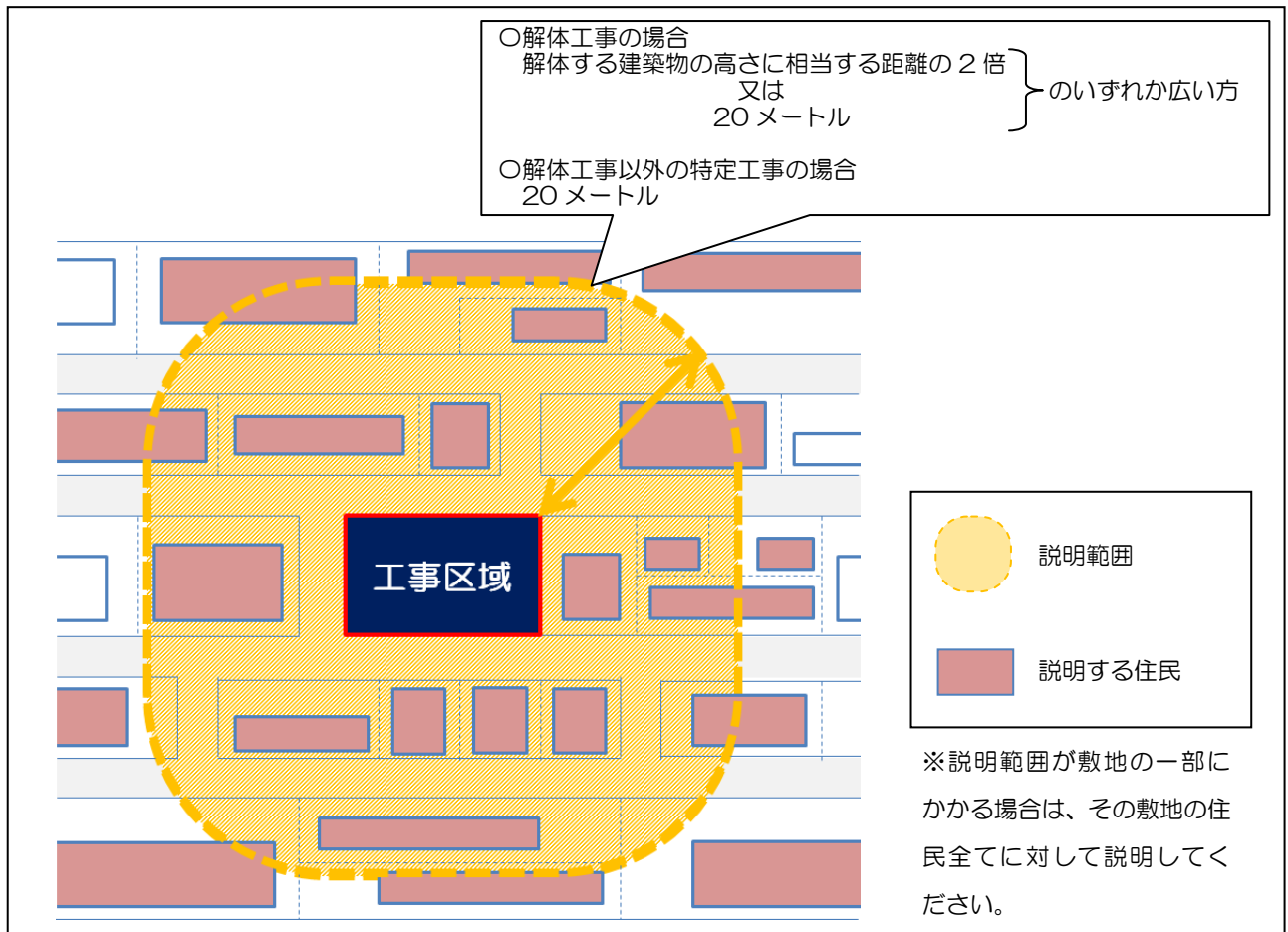


図1 説明範囲

## (2)説明方法について

説明の方法は、説明会の開催又は戸別訪問による説明（以下「戸別説明」という。）になりますが、工事区域の面積が1,000平方メートル以上の高さが10メートルを超える建築物（以下「中高層建築物」という。）を解体する場合は、説明会を開催しなければなりません。

説明は、周辺住民の視点に立って、わかりやすい言葉で、真摯に誠意を持って行ってください。

- 説明会を行う際は、以下の点について注意してください。
  - 説明会開催の案内を行う際は、周辺住民に説明会の開催が周知されるよう十分な周知期間を設けてください。また、説明会の開催日時は、周辺住民が参加しやすいよう配慮してください。
  - 周辺住民への説明会開催の案内については、一軒ずつ案内資料等を手渡して配布してください。

- 共同住宅等への説明会開催の案内方法については、管理組合や管理会社等に相談してください。
  - 説明会開催の案内には、説明資料を添付してください。
  - 説明会の開催場所は、地元自治会の代表者に相談する等し、周辺住民を十分収容できる広さがあり、周辺住民が参加しやすい場所を選定してください。
  - 説明会の開催回数は、条例で定めていませんが、周辺住民が工事の内容等について、十分理解できるよう配慮してください。
  - 説明会では、事業者から周辺住民に対して、一方的に説明するのではなく、事業者と周辺住民で意見を交換し、可能な限り周辺住民の意見を取り入れるよう努め、取り入れることが難しい場合はその理由を丁寧に説明し、周辺住民から工事について理解を得るよう努めてください。
  - 説明会に出席できなかった周辺住民から説明を求められた場合は、別途戸別説明する等、配慮してください。
- 戸別説明を行う際は、以下の点について注意してください。
- 原則として各戸を訪問し、対面で説明を行ってください。ただし、日中留守である場合等、やむを得ない場合は、説明資料の配布をもって戸別説明とすることも可能ですが、複数回訪問し、最初の訪問の際に説明資料と連絡先や説明に訪れた旨を記載した書面を投函してください。
  - 共同住宅等の住民への説明方法については、管理組合や管理会社等に相談してください。

### (3)説明内容について

説明資料の様式は、条例で定めていませんが、説明を行う際は、以下の内容について説明を行ってください。

- 工事の名称及び場所
- 工事の発注者等及び受注者の氏名又は名称及び連絡先
- 工事の現場責任者の氏名及び連絡先
- 工事の作業内容
- 工事の工程
- 工事の開始時刻及び終了時刻
- 騒音、振動、粉じん等の防止の方法
- 工事関連車両の運行経路
- その他必要な事項

工事の工程と開始時刻及び終了時刻は、工事全体について説明するとともに、その中で特定建設作業を行う期間と時間帯についても説明してください。

騒音、振動、粉じん等の防止の方法は、防音シートの設置箇所や散水方法等、具体的に説明してください。

その他必要な事項とは、例えば、工事関連車両の一日当たりの台数、石綿含有建築材料の使用の有無等です。

なお、これ以外の工事に関する情報について説明することを妨げるものではありません。

説明内容に変更があった場合は、速やかに周辺住民に変更内容を周知してください。

### 3 標識の設置について

解体工事の発注者等は、事前に工事の概要を表示した標識を設置しなければなりません。標識の設置期間及び標識の内容については、条例施行規則第3条第4項及び第5項で定められています。

#### (1) 標識の設置期間について

解体工事の規模によって設置期間が異なります。

- 工事区域の面積が 1,000 平方メートル以上の中高層建築物を解体する場合は、工事開始の少なくとも 30 日前から工事の完了日までになります。
- これ以外の解体工事の場合は、工事開始の少なくとも 7 日前から工事の完了日までになります。

#### (2) 標識の設置場所について

標識は、工事区域の外部から見やすい場所に設置してください。設置数は、条例で定めていませんが、周辺住民に十分周知されるよう配慮した設置数にするるとともに、吹田市開発事業の手續等に関する条例に基づく標識や中高層建築物の建築計画の標識の設置数とできる限り合わせるよう努めてください。また、標識は風雨等で容易に破損や倒壊しないように設置するとともに、記載事項の表示が設置期間中に不鮮明にならないよう維持管理してください。

【参考】

■ 吹田市開発事業の手続等に関する条例（抜粋）

第13条 大規模開発事業者は、構想届出書の提出をしたときは、規則で定めるところにより、当該提出の日の翌日から起算して5日以内に大規模開発事業の区域の外部から見やすい場所に当該構想届出書の内容を表示した標識（以下単に「標識」という。）を設置しなければならない。

■ 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則（抜粋）

第5条 条例第13条第1項の規定による標識（以下単に「標識」という。）の設置は、様式第1号により行うものとする。

2 標識は、次の各号に掲げる事業区域の面積に応じ、当該各号に定める数以上設置しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、設置する標識の数を指定することができる。

- (1) 3,000平方メートル未満 1基
- (2) 3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 2基
- (3) 10,000平方メートル以上 3基



### (3)標識の内容について

標識の様式は、条例施行規則で定められています（様式第1号）。標識の内容は、以下のとおりです。記入例（14ページ）を参考にして、記入漏れがないようにしてください。

- 工事の名称及び場所
- 工事の発注者等及び受注者の住所、氏名又は名称及び連絡先
- 工事の予定期間
- 工事に関する問い合わせ先

※ 標識の大きさは、日本工業規格 A3（縦 297mm×横 420mm）以上です。

※ 工事期間等に変更があった場合は、標識の書換えを行うとともに、速やかに周辺住民に変更内容を周知してください。

標識の様式は、市環境保全課のホームページでダウンロードすることができます。

市環境保全課ホームページ（様式ダウンロード）

[http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede\\_souon.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede_souon.html)

<b>解体工事のお知らせ</b>	
解体工事の名称	(所在地：吹田市 )
解体工事の発注者	住所：
	氏名：
	連絡先：
解体工事の受注者	住所：
	氏名：
	連絡先：
解体工事の予定期間	年 月 日から
	年 月 日まで
備 考	この解体工事に関してのお問合せ先
・この標識は、吹田市環境の保全等に関する条例第5条第2項の規定により設置したものです。	
<small>備考 標識の大きさは、日本工業規格A3以上とする。</small>	

図2 標識の様式

#### 4 説明会実施結果の報告について

工事区域の面積が1,000平方メートル以上の中高層建築物の解体工事の発注者等は、説明会開催後、速やかに説明会の実施結果を市に報告しなければなりません。また、これ以外の解体工事の発注者等は、速やかに住民説明の内容を市に報告するよう努めてください。なお、解体工事以外の特定工事の場合は、市への報告の義務はありませんが、住民説明を確実に行ってください。

##### (1)説明会の報告の内容について

報告書の様式は、吹田市環境の保全等に関する条例に基づく届出書の様式に関する要領で定められています（別記様式第1号）。報告の内容は、以下のとおりです。記入例（15ページ）を参考にして、記入漏れがないようにしてください。報告書の様式は、市環境保全課のホームページでダウンロードすることができます。

- 工事の名称及び場所
- 説明会の開催年月日及び開催場所
- 説明者側の出席者名

- 住民の出席者数
- 説明範囲
- 説明内容
- 標識の設置年月日及び設置場所

市環境保全課ホームページ（様式ダウンロード）

[http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede\\_souon.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede_souon.html)

別記様式第1号		年 月 日	
<b>解体工事説明会等実施報告書</b>			
吹田市長宛			
		住 所	
届出者	氏 名	印	
		電話番号	
		〔 法人にあつては、名称、代表者 氏名及び主たる事務所の所在地 〕	
吹田市環境の保全等に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
解体工事	名 称		
	実施場所	吹田市	
説明会の 開催状況	開催年月日	年 月 日	
	開催場所		
	説明者側の 出席者名		
	住民の出席者数	人	
	説 明 範 囲		
	説 明 内 容		
標 識	備 考		
	設置年月日	年 月 日	
	設置場所		
添 付 書 類	1 付近見取図		2 説明範囲を記載した見取図
	3 住民の出席者一覧表		4 説明資料
	5 議事録		6 標識の配置図
	7 標識の設置場所の遠景及び近景の写真		
※受理年月日	年 月 日	※受理番号	第 号
備考 ※印のある欄は記入しないでください。			

図3 報告書の様式

説明者側の出席者名については、会社名、所属部署、氏名を明記してください。また、出席者の氏名、住所等が記載された出席者名簿を添付し、住民の出席者数を記入してください。

説明範囲については、住宅地図等に図示したものを添付してください。また、同一の図で標識の設置場所を図示してもかまいません。標識については、設置状況がわかる遠景と近景の写真を添付してください。

説明内容については、説明会で使用した資料の写しを添付してください。また、説明会での質疑応答等が記載された議事録も添付してください。

これらの資料以外に、工事の場所がわかる付近見取図を添付してください。

表1 報告書添付書類一覧

	書類名
1	付近見取図
2	説明範囲図（標識設置図）
3	出席者名簿
4	説明資料の写し
5	議事録
6	標識の遠景・近景写真

## (2)報告書の提出について

報告書の提出は、説明会開催後、速やかにですが、解体工事の開始前までに提出するよう努めてください。

報告書は、事前に1部を仮提出してください。仮提出された報告書は、周辺住民への周知が漏れなく行われていることが確認された後、受付となります。副本が必要な場合は、併せて副本を提出してください。

<p>提出先 市役所本庁舎 高層棟 1階 132番窓口 環境部 環境保全課 FAX：06-6368-7350 Email：seikatuk-souo@city.suita.osaka.jp</p>
--

## **5 勧告・公表について**

解体工事の発注者等が住民説明、標識の設置又は説明会実施結果の報告を行わないときは、市がこれらの行為を行うよう勧告する場合があります。また、正当な理由がなく、勧告に従わないときは、市がその旨を公表する場合があります。

## **6 その他**

### **(1)特定工事以外の建設工事を行う場合について**

特定工事以外の建設工事の発注者等は、周辺的生活環境を損なうおそれがある場合は、周辺住民に対して、事前に作業の内容等を説明するよう努めてください。

### **(2)建設工事を行う上で配慮する事項について**

建設工事の発注者等と受注者は、建設工事に伴う騒音等で周辺的生活環境を損なわないように、機械及び工法の選定等に配慮してください。

## 参考1 標識の記入例

解体工事のお知らせ	
① 解体工事の名称	<b>〇〇ビル解体工事</b> (所在地：吹田市〇〇町1-2-3)
② 解体工事の発注者	住所：吹田市△△町4-5-6
	氏名：△△株式会社 代表取締役社長 吹田一郎
	連絡先：06-6384-〇〇〇〇
③ 解体工事の受注者	住所：大阪市□□町7-8-9
	氏名：株式会社□□ 代表取締役社長 大阪二郎
	連絡先：06-xxxx-xxxx
④ 解体工事の予定期間	平成〇年〇月〇日から
	平成×年×月×日まで
⑤ 備 考	この解体工事に関してのお問合せ先 株式会社□□現場事務所 現場責任者 江坂 五郎 TEL 06-6384-xxxx 090-xxxx-xxxx
・この標識は、吹田市環境の保全等に関する条例第5条第2項の規定により設置したものです。	

- ① 解体工事の名称及び住所をご記入ください。
- ② 解体工事の発注者等の住所、氏名及び連絡先をご記入ください。
- ③ 解体工事の受注者の住所、氏名及び連絡先をご記入ください。
- ④ 解体工事の予定期間をご記入ください。
- ⑤ 現場責任者の連絡先を記入するほか、周辺住民に周知すべき事項をご記入ください。

- ※ 標識の大きさは、日本工業規格 A3 (縦 297mm×横 420mm) 以上です。
- ※ 工事期間等に変更があった場合は、標識の書換えを行うとともに、速やかに周辺住民に変更内容を周知してください。

## 参考2 解体工事説明会等実施報告書の記入例

別記様式第1号

平成〇年〇月〇日  
①

解体工事説明会等実施報告書

吹田市長宛

届出者 住 ② 吹田市△△町4-5-6 代表者印  
氏 名 △△株式会社  
代表取締役社長 吹田一郎 ⑤  
電話番号 06-6384-0000  
〔法人にあっては、名称、代表者  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

吹田市環境の保全等に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。

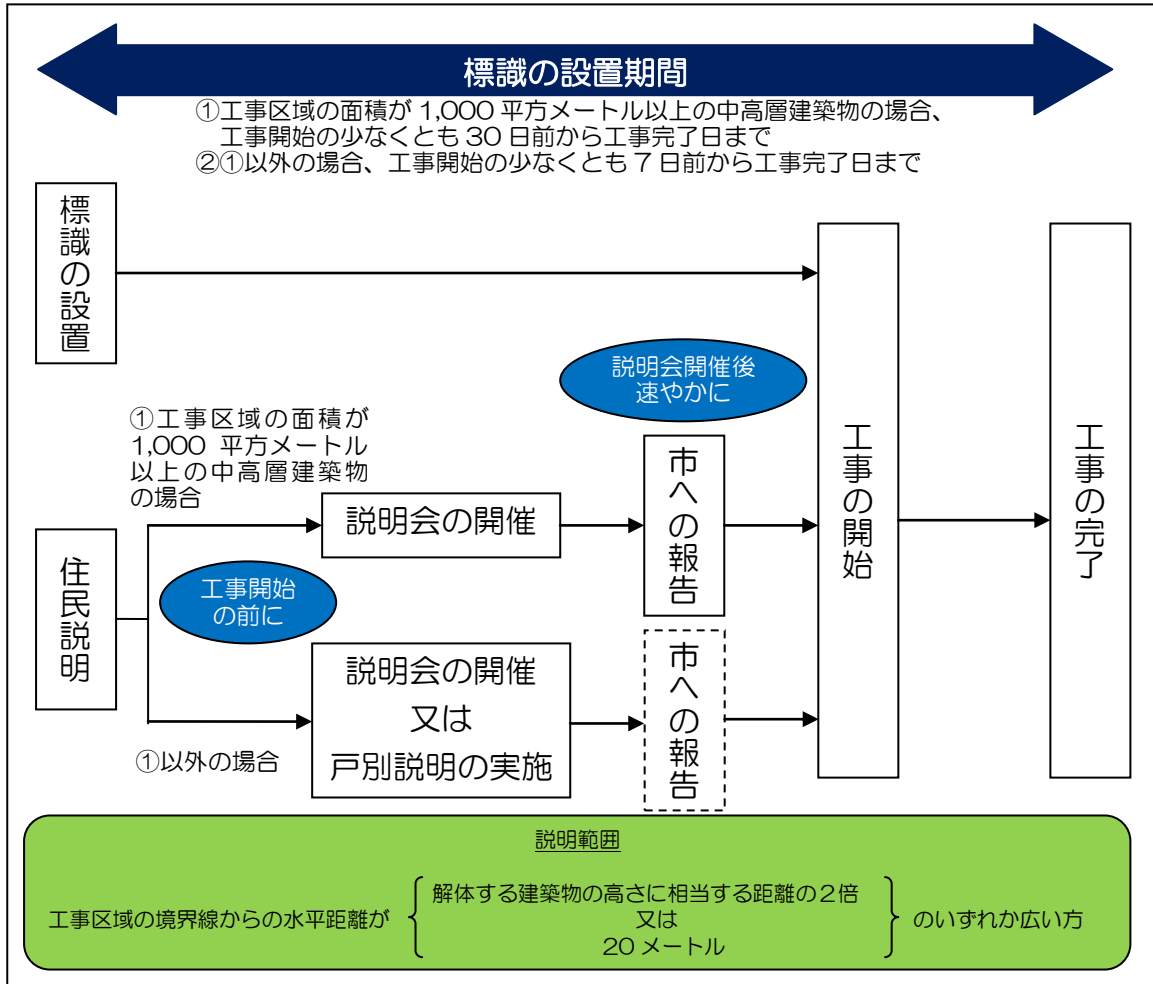
解体工事	③ 名 称	〇〇ビル解体工事
	実施場所	吹田市〇〇町1-2-3
説明会の 開催状況	開催年月日	平成〇年〇月〇日
	開催場所	〇〇町公民館(吹田市〇〇町1-1-1)
	④ 説明者側の 出席者名	△△株式会社 設計部 吹田五郎
	住民の出席者数	50人
	説明範囲	別紙のとおり
	説明内容	別紙のとおり
標 識	⑤ 設置年月日	平成×年×月×日
	設置場所	別紙のとおり
添付書類	1 付近見取図	2 説明範囲を記載した見取図
	3 住民の出席者一覧表	4 説明資料
※受理年月日	年 月 日	※受理番号 第 号

備考 ※印のある欄は記入しないでください。

- ① 報告書を提出する年月日をご記入ください。
- ② 解体工事の発注者等の住所、氏名及び電話番号をご記入ください。
- ③ 解体工事の名称及び住所（標識と同じもの）をご記入ください。
- ④ 説明会の開催年月日等をご記入ください。説明会を複数日開催した場合は、全ての年月日をご記入ください。開催場所は、住所も記入してください。説明者側の出席者名が枠内に記入しきれない場合は、別紙を作成してください。説明範囲及び説明内容については、別途資料を添付してください（12ページ参照）。
- ⑤ 標識の設置年月日をご記入ください。設置場所については、別途資料を添付してください（12ページ参照）。

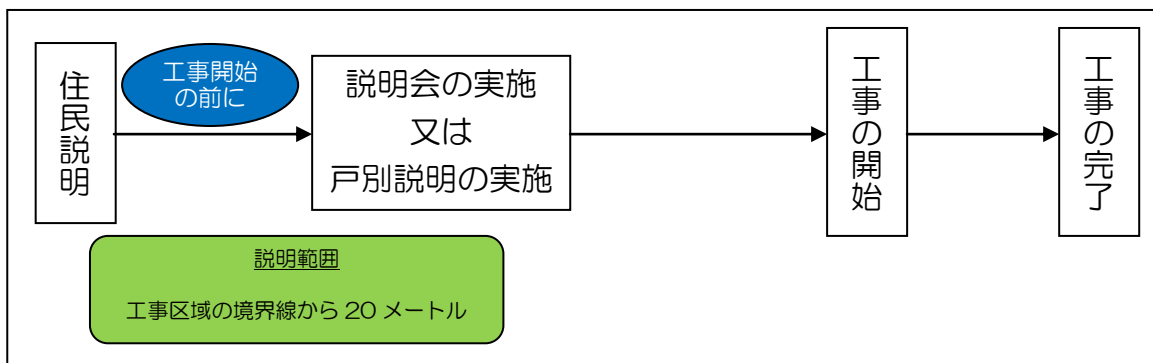
### 参考3 建設工事を始めるときに必要な手続きフロー図

#### 解体工事を行う場合



※ [ ] は、努力義務です。

#### 解体工事以外の特定工事を行う場合





#### 参考4 特定建設作業実施届出書について

特定工事の施工者（受注者）は、特定建設作業の開始の日の7日前（作業開始日を含まないため、届出日と作業開始日との間が7日以上空いていることを示します。）までに特定建設作業実施届出書を提出しなければなりません。

特定工事を発注する場合は、特定建設作業実施届出書の提出について受注者に確認し、受注者が未届での工事を行わないよう十分注意してください。

なお、届出することができる期間は2ヶ月以内です。特定工事の期間が2ヶ月以上の場合は、前回の届出期間の終了日の7日前までに、再度、届出期間を更新した（届出することができる期間は2ヶ月以内）届出書を提出する必要があります。

届出書の様式は、市環境保全課のホームページでダウンロードすることができます。

市環境保全課ホームページ（様式ダウンロード）

[http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede\\_souon.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede_souon.html)

#### 提出先

市役所本庁舎 高層棟 1階 132番窓口  
環境部 環境保全課

表2 特定建設作業の種類

(騒音)

適用法令	特定建設作業の種類	
法 又は 府条例	1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
	2	びょう打機を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業(注1)
	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
	5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
	6	バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)
	7	トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)
	8	ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)
府条例	9	6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10	コンクリートカッターを使用する作業(注1)
	11	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(振動)

適用法令	特定建設作業の種類	
法 又は 府条例	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破碎機を使用する作業(注1)
	4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注1)
府条例	5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業

(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く。(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものを使用する場合は9に該当し、府条例での届出を行うこととなります。)

## 参考5 石綿(アスベスト)の事前調査と飛散防止対策について

石綿(アスベスト)を含有する建築材料が使用されている建築物や工作物(以下「建築物等」という。)を解体、改造又は補修する作業を行う際は以下の点に注意してください。

### (1) 事前調査結果について

建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、受注者又は自主施工者が①設計図書その他の方法②目視③建材中の石綿含有率の分析のいずれかの方法によって、あらかじめ当該建築物等に係る石綿含有建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有成形板)の使用の有無等について調査し、その結果を工事の開始までに、周辺住民の見やすい箇所に表示する必要があります。目視で石綿の使用の有無が確認できない場合は、建材中の石綿含有率の分析を行ってください。

40cm  
以上

石綿に関する事前調査の結果について			
<small>大気汚染防止法第18条の17第4項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第4項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の規定による事前調査の結果を以下のとおりお知らせします。</small>			
事業場・建設工事 の名称 調査方法 (調査箇所) 調査結果  石綿の種類及び 含有率	<b>〇〇解体工事</b> <b>目視、分析(天井、梁)</b>  石綿の使用 <b>有り</b> 無し・みなし*  <b>クロシドライト 49%</b>	建築物等 の種類 調査終了 年月日  石綿含有 建築材料 の種類	<b>S造</b> <b>平成〇年〇月〇日</b>  <b>吹付け石綿</b>
<small>※「みなし」とは、石綿が使用されているか不明な場合に石綿が使用されているとみなすことです。</small>			
当該工事の施工事業者： <b>株式会社〇〇 代表取締役 吹田 太郎</b>			
事前調査者氏名及び所属： <b>株式会社〇〇 吹田 花子</b>			

60cm 以上

図4 事前調査結果標識例

(2) 事前調査書面について

受注者又は自主施工者は、事前調査の終了後、その結果を記載した事前調査書面を作成する必要があります。また、受注者は発注者に対し、事前調査書面を交付して、事前調査結果の説明を行う義務があります。加えて、発注者又は自主施工者は事前調査書面を、受注者はその写しを3年間保存する義務があります。その他に、受注者又は自主施工者は、周辺住民への情報提供のため、工事の終了まで事前調査書面の写しを現場で閲覧に供する義務があります。

(3) 特定粉じん排出等作業実施届出書について

法又は条例で定める石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、発注者又は自主施工者は作業の開始の日の14日前までに、法又は条例に基づく届出をする必要があります（石綿含有成形板については、使用面積が1,000平方メートル未満の場合は除く）。

(4) 作業基準と敷地境界基準について

上記の建設工事を施工する場合、法又は条例で定める作業基準（作業実施基準）や条例での敷地境界基準（10本/リットル）を遵守してください。条例に基づく届出が不要な場合であっても、作業基準等及び敷地境界基準の遵守義務があります。

届出書の様式は、市環境保全課のホームページでダウンロードすることができます。

市環境保全課ホームページ（様式ダウンロード）

[http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede\\_taiki.html](http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyohozen/todokede/todokede_taiki.html)

提出先

市役所本庁舎 高層棟 1階 132番窓口  
環境部 環境保全課

## 参考6 3,000 平方メートル以上の土地の形質変更時の届出等について

3,000 平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合は、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の届出等が必要となります。当該土地に土壤汚染のおそれがあると認められたときは、土壤汚染状況調査が必要になります。

法：3,000 平方メートル以上の土地の形質の変更届出  
条例：土地の利用履歴等調査結果の報告

以下のすべてに該当する場合は、届出対象外

- ①形質変更の区域外へ土壤搬出なし
- ②形質の変更に伴い周辺への土壤の飛散・流出が生じない
- ③形質変更箇所全てで深さ 50 センチメートル未満 等

汚染のおそれの基準の該当性判断

○汚染のおそれを判断する資料の例

- ①公的な届出資料（法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの）
- ②自主的に実施された土壤調査資料 等

調査命令の発出等

○汚染のおそれを判断する土地基準

- ①特定有害物質による汚染が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ②特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地（環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く）
- ⑤その他②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合
- ⑥ダイオキシン類の処理又は発生した可能性がある土地

調査実施

○届出等の要否に係る主な要件

- ①土地の形質の変更の解釈  
土地の形状を変更する行為全般を指し、盛土や掘削（アスファルト舗装等を剥がす行為を含む）が該当。
- ②3,000 平方メートル以上の解釈  
同一の事業計画や目的の下で行われる全ての範囲（時間の近接性、実施主体等を含めて判断）。  
※当課で判断しますので、必ずご相談ください。

発 行

市役所本庁舎 高層棟 1 階 132 番窓口

環境部 環境保全課

TEL : 06-6384-1850 (直通)

FAX : 06-6368-7350

Email : seikatuk-souo@city.suita.osaka.jp